

水道部からのお知らせ
～水道料金の請求方法の変更について～

令和3年
6月から

水道料金の請求が 『毎月』から『2か月に1回(隔月)』 に変更となります！

水道事業の経費節減の一環として、令和3年6月から水道料金の請求が現行の毎月請求から2か月に1回の隔月請求に変更となります。

今回の請求方法の変更に伴うお客様のお手続きは不要です。

現行の水道料金の算出方法に変更はありません(※)。

(※)使用水量が同じであれば、お支払い頂く金額はこれまでと同額となります。

水道メーターの検針と水道料金の請求スケジュール

区分	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	以後、2か月ごとの 検針・請求	
検針		● 2・3月分		● 4・5月分		● 6・7月分			
請求対象	● 12月分	● 1月分	● 2月分	● 3月分	● 4・5月分		● 6・7月分		

6月から2か月ごとの
請求となります！